

瀬戸市消防本部訓令第2号

消防本部

消防署

瀬戸市火災予防違反処理規程（平成15年瀬戸市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月24日

瀬戸市消防長 井上 勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警告等)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発する暇がないときは、<u>吏員に口頭で必要な事項について警告させることができる。この場合において、消防長等は、事後速やかに警告書を交付するものとする。</u></p> <p>5 <省略></p> <p><u>6 消防長等は、関係者が前項に規定する改善計画書の提出をしないとき（現に警告事項が履行されている場合を除く。）その他必要と認めるときは、関係者に督促書を交付することができる。</u></p> <p>(命令等)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発する暇がないときは、<u>吏員に口頭で必要な事項について命令させ</u></p>	<p>(警告)</p> <p>第8条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発する暇がないときは、<u>口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を交付するものとする。</u></p> <p>5 <省略></p> <p>(命令等)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発する暇がないときは、<u>口頭で必要な事項について命令することが</u></p>

ることができる。この場合において、消防長等は、事後速やかに命令書を交付するものとする。

4及び5 <省略>

(公示)

第12条 消防長等は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第3項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の2第4第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は防火対象物若しくは当該防火対象物のある場所へ標識の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 <省略>

(認定の取消し)

第13条 消防長等は、法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。第15条第1項において同じ。)の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消書を交付することにより行うものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第15条 <省略>

2 消防長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第12条の2第1項及び第2項並びに第14条の2第3項の規定に基づき命令を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し弁明及び有

ることができる。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

4及び5 <省略>

(公示)

第12条 消防長等は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項、第8条の2第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の2第4第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る危険物施設、防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識の設置その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 <省略>

(認定の取消し)

第13条 消防長等は、法第8条の2の3第6項の規定による認定の取消しを行う場合は、認定取消書を交付することにより行うものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第15条 <省略>

2 消防長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第4項、第12条の2第1項及び第2項並びに第14条の2第3項の規定に基づき命令を行おうとするときは、あらかじめ関係者等に対し弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。な

<p>利な証拠の提出の機会を与えなければならない。なお、弁明の機会を与える場合の通知は、弁明等通知書により通知しなければならない。</p> <p>(許可取消書の交付)</p> <p>第16条 市長は、法第12条の2第1項の規定により許可を取消すときは、関係者等に対し、許可取消書を交付して行うものとする。</p> <p>(過料事件の通知)</p> <p>第18条 消防長は、法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による届出を怠った者を確知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときは、過料事件の通知を行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(警告書等の交付手続)</p> <p>第22条 <省略></p> <p>(任意出頭の要請)</p> <p>第22条の2 消防長等は、処理を行うに当たって、必要と認めるときは、関係者に任意出頭要請書を交付し、所定の場所へ任意出頭させ、違反の是正に関して任意で質問し、若しくは報告を求め、又は指導することができる。</p> <p>(法第3章の規定に関する違反の処理)</p> <p>第28条 この訓令中法第3章の規定に関する処理に係る場合において、「消防長等」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(諸書類の様式)</p> <p>第29条 <省略></p> <p>(委任)</p> <p>第30条 <省略></p>	<p>お、弁明の機会を与える場合の通知は、弁明等通知書により通知しなければならない。</p> <p>(許可取消書の交付)</p> <p>第16条 消防長は、法第12条の2第1項の規定により許可を取消すときは、関係者等に対し、許可取消書を交付して行うものとする。</p> <p>(過料事件の通知)</p> <p>第18条 消防長は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を確知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに、過料事件の通知を行うものとする。</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(警告書等の交付手続)</p> <p>第22条 <省略></p> <p>(諸書類の様式)</p> <p>第28条 <省略></p> <p>(委任)</p> <p>第29条 <省略></p>
---	--

附 則

この訓令は、公布から施行する。